

松原市と松原商工会議所と池田泉州銀行による産業振興連携協定内容

(1) 中小企業振興の推進に関する事項

- ・ 独創的な新技術やアイデア、ビジネスモデルで新産業創出に取り組むベンチャー企業や、第二創業を目指す中小製造企業等に対し、池田泉州銀行の持つネットワークを活用して、販路開拓や産産・産学官連携支援などを行います。
- ・ また、池田泉州銀行の持つネットワークを活用したビジネスマッチングや事業承継支援を行うとともに、異業種間での連携、例えば農商工連携を図ることによる、六次産業化も視野に入れた地産地消を推進します。
- ・ 池田泉州銀行は、市内事業者向けの融資ファンドを創設し、積極的な融資に取り組んでいきます。

(2) 企業誘致と雇用創出に関する事項

- ・ 松原市企業立地促進制度については、松原市による奨励金の交付、松原商工会議所による事業者への制度周知、池田泉州銀行の持つネットワークを活用した情報提供と条例の適用を受ける事業者への優遇金利の提供など、総合的に推進します。
- ・ また、企業立地の促進によって市民の雇用機会を拡大するとともに、松原商工会議所および池田泉州銀行の持つネットワークを活用した就職説明会の開催などを通じて、市民の就労を支援していきます。

(3) 商業サービスの充実に関する事項

- ・ 松原市および松原商工会議所が行う事業者支援と合わせて、池田泉州銀行の持つネットワークを活用した商談会や交流会を通じて販路や仕入れを拡大することによって、商業サービスの充実を目指していきます。

(4) まちの魅力づくりに関する事項

- ・ 松原市独自の地域ブランドの確立と普及促進に関して、その価値の向上やブランドが付与された商品の販路開拓、市内外へのPR・周知を実施します。

(5) 松原市が実施する施策のPR・広報に関する事項

- ・ 松原市の産業振興施策について、池田泉州銀行の持つネットワークを活用した情報発信を行い、松原市のトップランナー企業や新しい施策等の広報を強化し、支援策やセミナー等の産業PRを行います。
- ・ 松原商工会議所、池田泉州銀行が有する産業振興に資する情報についても、三者協議の上積極的に情報発信いたします。

(6) その他三者が必要と認める産業振興に関する事項

- ・ 上記連携項目に関わらず、本協定の趣旨に鑑み、松原市の産業振興分野において、それぞれが連携・協力することで、意義があると考えられる事項については、幅広い範囲で協力関係を構築し、積極的な推進を目指していきます。